

令和7年度  
一般財団法人神戸市学校給食会  
事業概要

教育委員会

# 目 次

|                            | 頁   |
|----------------------------|-----|
| I 給食会設立の趣旨 .....           | 1   |
| II 給食会の概要 .....            | 1   |
| 1 名称 .....                 | 1   |
| 2 所在地 .....                | 1   |
| 3 設立年月日 .....              | 1   |
| 4 基本財産 .....               | 1   |
| III 給食会の機構 .....           | 2   |
| 1 機構 .....                 | 2   |
| 2 職員数 .....                | 2   |
| 3 評議員・役員 .....             | 3   |
| IV 定款 .....                | 4   |
| V 令和6年度事業報告 .....          | 1 2 |
| 1 事業報告 .....               | 1 2 |
| 2 事業別収支計算書 .....           | 1 6 |
| 3 正味財産増減計算書 .....          | 1 8 |
| 4 貸借対照表 .....              | 1 9 |
| 5 財産目録 .....               | 2 0 |
| 6 事業別収入明細書 .....           | 2 1 |
| 7 事業別支出明細書 .....           | 2 2 |
| 8 財務状況 .....               | 2 3 |
| VI 令和7年度事業計画 .....         | 2 4 |
| 1 事業計画 .....               | 2 4 |
| 2 事業別収支予算書 .....           | 2 8 |
| 3 予定正味財産増減計算書 .....        | 2 9 |
| 4 予定貸借対照表 .....            | 3 0 |
| 5 事業別予定収入明細書 .....         | 3 1 |
| 6 事業別予定支出明細書 .....         | 3 2 |
| VII 令和6年度主要事業計画・実績比較 ..... | 3 3 |

## I 給食会設立の趣旨

当会は、平成 30 年 5 月 10 日、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び学校給食の食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として設立されました。

平成 30 年 9 月に「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業の移管を受け、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与します。

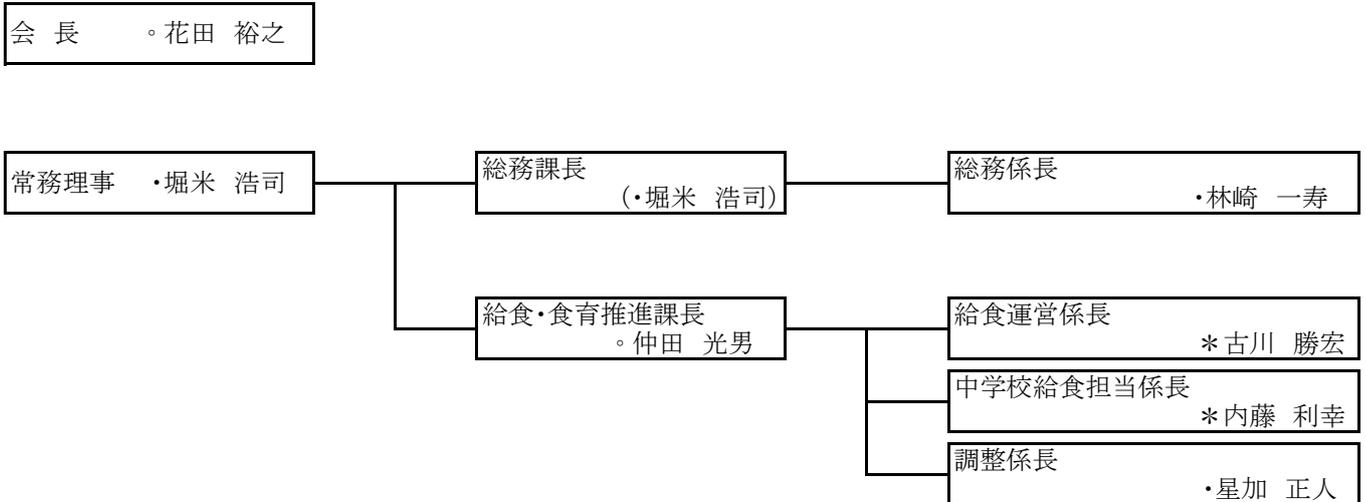
## II 給食会の概要

- |         |   |
|---------|---|
| 1 名 称   | 一般財団法人神戸市学校給食会                            |
| 2 所 在 地 | 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 (神戸商工貿易センタービル10階) |
| 3 設立年月日 | 平成30年 5 月 10 日                            |
| 4 基本財産  | 3,000千円 (出捐：神戸市100%)                      |

### III 給食会の機構

(令和7年7月1日現在)

#### 1 機構



・印は本市職員及び本市派遣職員

\*印は本市派遣職員(再任用)

◦印は本市退職職員

#### 2 職員数(役員を除く)

| 所属       | 課長   | 係長   | 係員 | 合計   |
|----------|------|------|----|------|
| 総務課      | 0 ※1 | 1(1) | 1  | 2(1) |
| 給食・食育推進課 | 1    | 3(3) | 1  | 5(3) |
| 合計       | 1    | 4(4) | 2  | 7(4) |

・( )内は市派遣職員数内書

※1 総務課長は常務理事が兼ねているため、職員数には含みません。

### 3 評議員・役員

#### (1) 評議員

(五十音順)

|   | 氏 名       | 団 体 役 職 等                    |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 金 井 美 智 子 | 弁護士                          |
| 2 | 齋 藤 勝 洋   | 神戸市PTA協議会会長                  |
| 3 | 西 川 貴 子   | 神戸女子短期大学名誉教授<br>NPO法人食ネット理事長 |
| 4 | 西 村 順 二   | 甲南大学経営学部教授                   |
| 5 | 山 本 正 実   | 元神戸市教育委員会委員                  |

#### (2) 役員(理事・監事)

(役職, 五十音順)

|   | 役職   | 氏 名       | 団 体 役 職 等        |
|---|------|-----------|------------------|
| 1 | 会長◎  | 花 田 裕 之   |                  |
| 2 | 常務理事 | 堀 米 浩 司   | 神戸市教育委員会事務局部長    |
| 3 | 理事   | 赤 松 三 菜 子 | 神戸市立中学校長         |
| 4 | 理事   | 木 村 知 紀   | 神戸市健康局部長         |
| 5 | 理事   | 津 田 朋 厚   | 神戸市立小学校長         |
| 6 | 理事   | 椿 野 智 弘   | 神戸市経済観光局局长       |
| 7 | 理事   | 藤 井 重 樹   | 神戸市教育委員会事務局副局長   |
| 8 | 監事   | 谷 木 祐 介   | 谷木公認会計士事務所 公認会計士 |

◎ 代表理事

## IV 一般財団法人 神戸市学校給食会定款

### 第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業
- (2)学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業
- (3)食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市において行うものとする。

### 第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して、設立者は、別表に掲げる設立者拠出財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第6条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。なお、基本財産である現金は理事会の議決を経て定期預金等とするなど確実な方法により、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が保管する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア)国の機関

(イ)地方公共団体

(ウ)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ)国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(カ)地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(キ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)財産目録の承認
- (6)定款の変更
- (7)残余財産の処分
- (8)基本財産の処分又は除外の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3)定款の変更
- (4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3 名以上 10 名以内

(2)監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
- 3 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会長が欠けたとき又は、事故があるときは、出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長 が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立者は次に掲げる者とする。  
設立者 神戸市
- 2 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 3 この法人の設立時会長及び設立時常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立時評議員は次に掲げる者とする。  
(略)
- 5 この法人の設立時役員は次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(別表)

設立者拠出財産目録

基本財産

| 拠出財産の種別 | 価格          |
|---------|-------------|
| 現金      | 3,000,000 円 |

## V 令和6年度 事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### 1 事業報告

当会では、定款第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施した。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第1号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第2号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第3号）

#### (1) 学校給食用食材調達事業

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ納入数量を算出し、安全で良質な食材を安定的に調達し、小学校、共同調理場及び民間調理事業者等に供給した。

##### ア 食材の調達

- (ア) 給食で使用する副食食材は、原則として、教育委員会事務局が主催する「神戸市学校給食食品選定委員会」において選定し、給食会が登録した食材を調達した。(生鮮野菜を除く。)
- (イ) 食材の納入業者について、食材の安全、安定的な調達の観点から登録制を採用しており、食材は登録した業者から調達した。  
(業者数：34社)
- (ウ) 食材は、量・取扱業者数・使用頻度等により、入札又は見積合わせ等の方法により調達し、小学校等の各調理施設に供給した。

《参考：学校給食対象校、対象人数等》

(小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校給食)

対象校数 169校  
対象人数 77,687人  
献立回数 193回  
年間給食数 14,434,886食

(中学校・義務教育学校(後期課程)給食)

対象校数 82校  
対象人数 35,710人  
献立回数 196回  
年間給食数 3,550,688食

##### イ 食材の安全管理

#### (ア) 細菌検査・理化学検査

納入業者が安全な食材を納入していることを確認・指導するために、細菌検査、理化学検査を実施した。

##### a 細菌検査

小学校等への納入時に食材の一部を収去し、細菌検査を行った。

定例検査延 263品目・808項目/年

検査結果 基準値以上又は陽性 14項目

##### b 理化学検査

#### (a) 残留農薬検査

食材に残留する農薬について検査を行った。

・300項目検査 冷凍野菜 /19品目/年

検査結果 基準値を超えていない

・除草剤グリホサート系及び殺虫剤ネオニコチノイド系検査 3品目/年

検査結果 基準値を超えていない

(b) 放射性物質検査

国においては、原子力災害対策本部のガイドライン（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）のもと、出荷元の自治体に一定の食材の検査義務を課している。さらに、神戸市の学校給食においては、受入元として安心のために、ガイドラインに定められた食材の「放射性物質検査」を重ねて行った。

冷凍牛肉 7 検体・牛乳 6 検体/年  
検査結果 基準値を超えていない

(c) その他検査

小学校等への納入時に食材の一部を収去し、残留農薬検査、放射性物質検査以外の理化学検査を行った。

定例検査延49品目・49項目/年  
検査結果 基準値を超えていない

(イ) 立入調査

学校給食食品納入業者の製造工場等の衛生管理状況を確認するため、立入調査を実施した。製造工場等への立入調査を行い、製造過程からの衛生状況を調査し、改善すべき事項等について指導を行った。さらに、改善状況を確認指導する「フォロー指導」を実施し、食品衛生管理体制の強化を図った。

20工場/年 フォロー指導 1 工場/年

(ロ) 衛生講習会の実施

登録納入業者を対象に、衛生講習会及び意見交換会を年3回開催した。また、登録業者である兵庫県スポーツ協会から製造委託を受け、学校給食用パン・米飯を納品する工場の製造業務従事者向け衛生講習会も開催した。

ウ 給食中止による不用食材の食材補償及び食品ロス対策

(ア) 食材補償 9,730,813円

気象警報発令による学校休校となった場合、当日の給食食材は翌日に使用し、翌日の食材が不用になる。不用になった食材のうち、登録事業者が他に転用できないものについて食材補償を行った。

(イ) 食品ロス対策

食材補償を行った食材のうち、利用可能なもの（4,340,794円相当）をフードバンク等に提供した。

(2) 食育・地産地消推進事業

ア 食育支援事業

未来を担う神戸の児童生徒に、自然の中での収穫体験など多様な経験の機会を提供し、加えて、様々な人々やその活動と出会い、地域の歴史や文化、産業など多様な神戸の魅力にもふれることができる複合型の食育プログラムを実施した。

引き続き、教育委員会事務局・経済観光局と連携し、学校と、農業生産者・JA・食品関連企業・地域等をつなぎ、協働で食育を支援し、児童生徒対象の食育プログラムを充実するとともに、実施した事業の内容をまとめ、他校にも情報発信することで、食育プログラムの周知や学校給食の魅力向上を図った。

(ア) 「神戸っ子おにぎりプログラム」(平成23～)

地元産の食材(神戸市産の米と兵庫県産の海苔)を使用し、日本の伝統食であるおにぎりづくりを実施した。また、学校の希望に応じて給食会から外部講師の紹介を行い、教員が食育指導しやすい資料作成や多様な食育授業を支援した。(47校2,843人参加)

(イ) 「神戸っ子農業体験事業ル\*ル\*ルプログラム」(平成25～)

(※「ル\*ル\*ル」は、「育てる」「収穫する」学校給食で「食べる」の3つの“る”から命名)  
神戸市の「こうべ給食畑推進事業」に参画する北区・西区の農業生産者・JA・経済観光局との協働で、小学生を対象に農業体験事業を実施した。(7校570人参加)

(ロ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」(平成25～)

学校給食に食材を提供する登録企業及び関連企業の食育プログラムを公民連携により実施し、学校での食育を支援した。(50校4,052人参加)

a 小学校・特別支援学校向け食育支援事業

|       |              | 企業等         | 参加校数 (校)   | 参加児童数 (人) |
|-------|--------------|-------------|------------|-----------|
| 工場見学等 | オンライン        | キューピー       | 5          | 512       |
|       |              | ヤクルト        | 2          | 335       |
|       |              | 森永乳業        | 5          | 439       |
|       |              | 理研ビタミン      | 2          | 164       |
|       |              | 森永乳業 (工場見学) | 6          | 529       |
|       |              |             | 北学校給食共同調理場 | 1         |
| 出前授業  | ヤクルト         |             | 11         | 921       |
|       | 森永乳業         |             | 3          | 209       |
|       | ケンミン食品       |             | 1          | 44        |
|       | ※アメリカ領事館・ニガキ |             | 1          | 15        |
|       | 生産者交流        |             | 1          | 35        |
| 計     |              |             | 38         | 3,221     |

※ニガキによるアメリカ領事館との国際交流授業。

b 中学校・特別支援学校・高校向け食育支援事業

|      |                | 企業等 | 参加校 (校)  | 参加生徒数 (人) |
|------|----------------|-----|----------|-----------|
| 工場見学 | 森永乳業神戸工場見学     |     | 特支 1     | 18        |
| 出前授業 | ※おさかな教室 (中央市場) |     | 中 4      | 340       |
|      | ケンミン食品         |     | 中 2      | 20        |
|      | 森永乳業           |     | 中 1 特支 3 | 435       |
|      | MCC            |     | 高 1      | 18        |
| 計    |                |     | 12       | 831       |

※神戸水産物卸協同組合、お魚アドバイザー、中央卸売市場料理教室の協力を得て、家庭科学習の内容である「さかなのさばき方」を魚料理のプロに学ぶプログラム。

(エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」 (令和元～)

兵庫六甲 J A神戸北女性会との協働で、小学3年生「すがたをかえる大豆」の学習から、さらに広く「食」に関する多様な知識の習得や経験ができるよう「みそづくり」体験を実施した。

(6校516人参加)

(オ) 「神戸っ子SDGsプログラム」 (令和2～)

建設局下水道部、J A、スイートコーン生産者との協働で、小学4年生を対象に、「KOBEハーベスト」(下水中から効率的に回収したリンを使った環境にやさしい資源循環型肥料)で育てたスイートコーンの収穫体験・出前授業を実施した。(1校117人参加)

(カ) 食育動画の制作 (令和4～)

上記プログラムを体験していない児童生徒も含め、全市的に幅広く食育支援できるよう、令和4年度より「こうべ旬菜」等を順次紹介する食育動画を制作・配信している。引き続き、「給食で食べる神戸産」の野菜を中心に、農家の方々の思いや声が子どもたちに届くような内容で編集し、当会HP上に掲載した。(神戸市産の野菜「キャベツ」編)

イ 地産地消推進事業

(7) 市内産生鮮野菜の使用

a 小学校及び義務教育学校 (前期課程)、特別支援学校給食

157.8 t / 1,329.7 t (市内産使用量 / 全体使用量)

b 中学校及び義務教育学校 (後期課程) 給食

35.6 t / 327.6 t (市内産使用量 / 全体使用量)

c 小学校及び義務教育学校、中学校、特別支援学校給食全体の使用割合 11.7%

※米については、市内産を100%使用

(市内産生鮮野菜使用量等の推移)

| 年度             | 令和2   | 令和3   | 令和4   | 令和5   | 令和6   |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市内産使用量 (①) (t) | 163   | 203   | 216   | 227   | 193   |
| 全体使用量 (②) (t)  | 1,244 | 1,486 | 1,478 | 1,581 | 1,657 |
| 使用率 (①÷②)      | 13.1% | 13.7% | 14.6% | 14.3% | 11.7% |

(イ) 地産地消のさらなる推進

「学校給食における市内産農産物等利用推進会議」のメンバーが連携し、従来の12品目の野菜に加え、昨年度に引き続き、なす、大根を学校給食で使用した。また、地元食材「神戸産しらす干し」「北神みそ」「兵庫県産パスタ」「神戸産味付けのり」「神戸産大豆」を引き続き学校給食で使用した。

(ウ) 「地産地消加工品」の開発

企業（登録業者等）、JA、農業生産者等との協働で、市内産野菜を活用した加工品を開発し学校給食に提供することで、食育・地産地消の推進に貢献した。

既開発加工品（14品目）

|          |  |
|----------|--|
| 平成24年度以前 | 神戸いちじくジャム、神戸ぶどうゼリー、神戸ぶどうジャム、神戸市産キャベツ入りミンチカツ、コロッケ（神戸産ポテト入り） |
| 平成27年度   | 神戸玉ねぎミンチカツ、市内産キャベツ入り平つくね                                   |
| 平成30年度   | 神戸たまねぎ天、神戸キャロットはんぺん  |
| 令和元年度    | 神戸産たまねぎ入鶏つくね、兵庫県産トマトピューレ・ジュース                              |
| 令和4年度    | 神戸にんじん天、神戸市産オニオンソテー、にんじんコロッケ（神戸産にんじん入り）                    |

(3) 情報発信事業

ホームページにおいて、学校給食用の食材、食品検査結果等の安全対策並びに地産地消、食育の取組等の紹介を行うとともに、令和6年度に制作した食育支援動画「神戸市産の野菜『キャベツ』編」を掲載し、情報発信の充実を図った。また、SNSにより、日々の給食写真の発信や食育支援事業の紹介を行った。

## 2 事業別収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (単位:円)

| 収益の部              |               | 費用の部                |               |
|-------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 事業                | 金額            | 事業                  | 金額            |
| 経常収益の部            | 5,902,085,044 | 経常費用の部              | 5,902,063,044 |
| 給食・食育推進事業会計       | 5,876,832,807 | 給食・食育推進事業会計         | 5,876,832,807 |
| 学校給食用食材調達事業       | 5,873,718,487 | 学校給食用食材調達事業         | 5,873,718,487 |
| 食育・地産地消推進事業       | 3,114,320     | 食育・地産地消推進事業         | 3,114,320     |
| 法人会計              | 25,252,237    | 法人会計                | 25,230,237    |
| 経常外収益の部           | 0             | 経常外費用の部             | 0             |
| 収益合計              | 5,902,085,044 | 費用合計                | 5,902,063,044 |
| ※ 神戸市からの収入        |               | 税引前当期一般正味財産増減額 (A)  | 22,000        |
| ・ 受託料 4,819,886千円 |               | 法人税・住民税及び事業税 (B)    | 22,000        |
| ・ 負担金 474,133千円   |               | 当期一般正味財産増減額 (A)-(B) | 0             |

<参考>学校給食用食材調達事業収支 別表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (単位:円)

| 収益の部       |               | 費用の部   |               |
|------------|---------------|--------|---------------|
| 小学校給食等     | 金額            | 小学校給食等 | 金額            |
| 事業収入       | 4,534,226,435 | 人件費    | 17,752,078    |
| 負担金・補助金収入  | 95,397        | 物件費    | 4,516,520,213 |
| その他収入      | 75,372        | 減価償却費  | 124,913       |
| 前受金への充当(H) | 0             |        |               |
| 当期収入合計     | 4,534,397,204 | 当期支出合計 | 4,534,397,204 |

| 中学校給食等     |               | 中学校給食等 |               |
|------------|---------------|--------|---------------|
|            | 金額            |        | 金額            |
| 事業収入       | 1,134,441,965 | 人件費    | 8,882,939     |
| 負担金・補助金収入  | 445,671,215   | 物件費    | 1,329,164,500 |
| その他収入      | 619,005       | 減価償却費  | 1,273,844     |
| 前受金への充当(N) | △ 241,410,902 |        |               |
| 当期収入合計     | 1,339,321,283 | 当期支出合計 | 1,339,321,283 |

|                 |               |                 |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 学校給食用食材調達事業収益合計 | 5,873,718,487 | 学校給食用食材調達事業費用合計 | 5,873,718,487 |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|

<参考>前受金の状況

| 小学校給食等                            | 金額            | 中学校給食等                            | 金額           |
|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|--------------|
| 平成30年度末前受金残高(C)<br>(平成31年3月31日現在) | 143,353,000   | 平成30年度末前受金残高(I)<br>(平成31年3月31日現在) | 43,731,345   |
| 令和元年度末前受金残高(D)<br>(令和2年3月31日現在)   | 217,057,985   | 令和元年度末前受金残高(J)<br>(令和2年3月31日現在)   | 87,973,928   |
| 前受金残高増減額(D)-(C)                   | 73,704,985    | 前受金残高増減額(J)-(I)                   | 44,242,583   |
| 令和2年度末前受金残高(E)<br>(令和3年3月31日現在)   | 152,127,459   | 令和2年度末前受金残高(K)<br>(令和3年3月31日現在)   | 158,604,616  |
| 前受金残高増減額(E)-(D)                   | △ 64,930,526  | 前受金残高増減額(K)-(J)                   | 70,630,688   |
| 令和3年度末前受金残高(F)<br>(令和4年3月31日現在)   | 70,649,684    | 令和3年度末前受金残高(L)<br>(令和4年3月31日現在)   | 248,244,425  |
| 前受金残高増減額(F)-(E)                   | △ 81,477,775  | 前受金残高増減額(L)-(K)                   | 89,639,809   |
| 令和4年度末前受金残高(G)<br>(令和5年3月31日現在)   | 203,784,957   | 令和4年度末前受金残高(M)<br>(令和5年3月31日現在)   | 312,032,550  |
| 前受金残高増減額(G)-(F)                   | 133,135,273   | 前受金残高増減額(M)-(L)                   | 63,788,125   |
| 令和5年度末前受金残高(H)<br>(令和6年3月31日現在)   | 0             | 令和5年度末前受金残高(N)<br>(令和6年3月31日現在)   | 296,931,245  |
| 前受金残高増減額(H)-(G)                   | △ 203,784,957 | 前受金残高増減額(N)-(M)                   | △ 15,101,305 |
| 令和6年度末前受金残高(H)<br>(令和7年3月31日現在)   | 0             | 令和6年度末前受金残高(N)<br>(令和7年3月31日現在)   | 241,410,902  |
| 前受金残高増減額(H)-(G)                   | 0             | 前受金残高増減額(N)-(M)                   | △ 55,520,343 |

### 3 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

| 科目             | 金額            |               |
|----------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部   |               |               |
| 1. 経常増減の部      |               |               |
| (1) 経常収益       |               |               |
| 基本財産運用益        | 60            |               |
| 事業収益           | 5,427,257,498 |               |
| 受取負担金          | 474,133,109   |               |
| 雑収益            | 694,377       |               |
| 経常収益 計         |               | 5,902,085,044 |
| (2) 経常費用       |               |               |
| 事業費            | 5,876,832,807 |               |
| 管理費            | 25,230,237    |               |
| 経常費用 計         |               | 5,902,063,044 |
| 当期経常増減額        |               | 22,000        |
| 2. 経常外増減の部     |               |               |
| (1) 経常外収益      | 0             |               |
| 経常外収益 計        |               | 0             |
| (2) 経常外費用      | 0             |               |
| 経常外費用 計        |               | 0             |
| 当期経常外増減額       |               | 0             |
| 税引前当期一般正味財産増減額 |               | 22,000        |
| 法人税、住民税及び事業税   |               | 22,000        |
| 当期一般正味財産増減額    |               | 0             |
| 一般正味財産期首残高     |               | 0             |
| 一般正味財産期末残高     |               | 0             |
| II 指定正味財産増減の部  |               |               |
| 一般正味財産への振替額    |               | △ 95,397      |
| 当期指定正味財産増減額    |               | △ 95,397      |
| 指定正味財産期首残高     |               | 3,340,227     |
| 指定正味財産期末残高     |               | 3,244,830     |
| 当期正味財産増減額      |               | △ 95,397      |
| 正味財産期首残高       |               | 3,340,227     |
| III 正味財産期末残高   |               | 3,244,830     |

#### 4 貸借対照表

令和7年3月31日現在(単位:円)

| 科目       | 金額          | 科目            | 金額          |
|----------|-------------|---------------|-------------|
| I 資産の部   |             | II 負債の部       |             |
| 1. 流動資産  |             | 1. 流動負債       |             |
| 現金預金     | 617,197,575 | 未払金           | 542,355,195 |
| 未収金      | 165,565,068 | 前受金           | 251,799,442 |
| 前払費用     | 1,345,760   | 預り金           | 342,306     |
| 流動資産合計   | 784,108,403 | 流動負債合計        | 794,496,943 |
| 2. 固定資産  |             | 2. 固定負債       |             |
| (1)基本財産  |             | 退職給付引当金       | 2,159,080   |
| 預金       | 3,000,000   | 固定負債合計        | 2,159,080   |
| 基本財産合計   | 3,000,000   | 負債合計          | 796,656,023 |
| (2)特定資産  |             | III 正味財産の部    |             |
| 退職給付引当資産 | 2,159,080   | 1. 指定正味財産     |             |
| 什器備品     | 207,168     | 出捐金           | 3,000,000   |
| 保証金      | 150,000     | (うち基本財産への充当額) | (3,000,000) |
| ソフトウェア   | 10,276,202  | 受取負担金         | 244,830     |
| 特定資産合計   | 12,792,450  | 指定正味財産合計額     | 3,244,830   |
| 固定資産合計   | 15,792,450  | 2. 一般正味財産     | 0           |
|          |             | 正味財産合計        | 3,244,830   |
| 資産合計     | 799,900,853 | 負債及び正味財産合計    | 799,900,853 |

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 4,045,714

5 財産目録

令和7年3月31日現在（単位：円）

| 科目              | 金額          | 科目                | 金額          |
|-----------------|-------------|-------------------|-------------|
| <b>I 資産の部</b>   |             | <b>II 負債の部</b>    |             |
| 1. 流動資産         |             | 1. 流動負債           |             |
| 現金預金            |             | 未払金               |             |
| 小口現金等           | 19,342      | 給食食材費等            | 542,355,195 |
| 普通預貯金           |             | 前受金               |             |
| 三井住友銀行          | 617,178,233 | 学校納付金前受金          | 241,410,902 |
| 未収金（学校給食費等）     | 165,565,068 | 受託料前受金            | 10,388,540  |
| 前払費用（7年度事務室賃料等） | 1,345,760   | 預り金               |             |
| 流動資産合計          | 784,108,403 | 所得税・市県民税等         | 342,306     |
| 2. 固定資産         |             | 流動負債合計            | 794,496,943 |
| (1) 基本財産        |             | 2. 固定負債           |             |
| 定期預金            |             | 退職給付引当金           | 2,159,080   |
| 三井住友銀行          | 3,000,000   | 固定負債合計            | 2,159,080   |
| 基本財産合計          | 3,000,000   | 負債合計              | 796,656,023 |
| (2) 特定資産        |             | <b>III 正味財産の部</b> | 3,244,830   |
| 退職給付引当資産        | 2,159,080   |                   |             |
| 什器備品            | 207,168     |                   |             |
| ソフトウェア          | 10,276,202  |                   |             |
| 保証金             | 150,000     |                   |             |
| 特定資産合計          | 12,792,450  |                   |             |
| 固定資産合計          | 15,792,450  |                   |             |
| 資産合計            | 799,900,853 |                   |             |

## 6 事業別収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

| 事業          | 合計            | 内訳            |               |         |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------|
|             |               | 事業収入          | 負担金・<br>補助金収入 | その他収入   |
| 経常増減の部      | 5,902,085,044 | 5,427,257,498 | 474,133,109   | 694,437 |
| 給食・食育推進事業会計 | 5,876,832,807 | 5,427,257,498 | 448,880,932   | 694,377 |
| 学校給食用食材調達事業 | 5,873,718,487 | 5,427,257,498 | 445,766,612   | 694,377 |
| 食育・地産地消推進事業 | 3,114,320     | 0             | 3,114,320     | 0       |
| 法人会計        | 25,252,237    | 0             | 25,252,177    | 60      |
| 総務・法人管理     | 25,252,237    | 0             | 25,252,177    | 60      |
| 経常外増減の部     | 0             | 0             | 0             | 0       |
| 当期収入合計      | 5,902,085,044 | 5,427,257,498 | 474,133,109   | 694,437 |

## 7 事業別支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

| 事業           | 合計            | 内訳         |               |           |
|--------------|---------------|------------|---------------|-----------|
|              |               | 人件費        | 物件費           | 減価償却費     |
| 経常増減の部       | 5,902,063,044 | 43,139,762 | 5,857,524,525 | 1,398,757 |
| 給食・食育推進事業会計  | 5,876,832,807 | 26,635,017 | 5,848,799,033 | 1,398,757 |
| 学校給食用食材調達事業  | 5,873,718,487 | 26,635,017 | 5,845,684,713 | 1,398,757 |
| 食育・地産地消推進事業  | 3,114,320     | 0          | 3,114,320     | 0         |
| 法人会計         | 25,230,237    | 16,504,745 | 8,725,492     | 0         |
| 総務・法人管理      | 25,230,237    | 16,504,745 | 8,725,492     | 0         |
| 経常外増減の部      | 0             | 0          | 0             | 0         |
| 小計（税引前当期支出額） | 5,902,063,044 | 43,139,762 | 5,857,524,525 | 1,398,757 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 22,000        | 0          | 22,000        | 0         |
| 当期支出合計       | 5,902,085,044 | 43,139,762 | 5,857,546,525 | 1,398,757 |

## 8 財務状況

(単位：千円)

|            |             | 令和4年度         | 令和5年度     | 令和6年度     | 5→6増減     |         |
|------------|-------------|---------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 正味財産増減計算書  | 一般正味財産増減の部  | 当期経常増減額       | 22        | 22        | 22        | 0       |
|            |             | 経常収益          | 5,163,433 | 5,706,737 | 5,902,085 | 195,348 |
|            |             | 経常費用          | 5,163,411 | 5,706,715 | 5,902,063 | 195,348 |
|            |             | うち事業費         | 5,140,955 | 5,682,655 | 5,876,833 | 194,178 |
|            |             | うち管理費         | 22,456    | 24,059    | 25,230    | 1,171   |
|            |             | 評価損益等         | 0         | 0         | 0         | 0       |
|            |             | 当期経常外増減額      | 0         | 0         | 0         | 0       |
|            |             | 経常外収益         | 0         | 0         | 0         | 0       |
|            |             | 経常外費用         | 0         | 0         | 0         | 0       |
|            |             | 法人税、住民税及び事業税  | 22        | 22        | 22        | 0       |
|            | 当期一般正味財産増減額 | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 一般正味財産期首残高  | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 一般正味財産期末残高  | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 指定正味財産      | 当期指定正味財産増減額   | ▲ 844     | ▲ 286     | ▲ 95      | 191     |
|            |             | 指定正味財産増加額     | 0         | 0         | 0         | 0       |
|            |             | 指定正味財産減少額     | 844       | 286       | 95        | ▲ 191   |
|            |             | うち一般正味財産への振替額 | ▲ 844     | ▲ 286     | ▲ 95      | 191     |
|            |             | 指定正味財産期首残高    | 4,471     | 3,627     | 3,340     | ▲ 287   |
|            |             | 指定正味財産期末残高    | 3,627     | 3,340     | 3,245     | ▲ 95    |
| 正味財産期首残高   |             | 4,471         | 3,627     | 3,340     | ▲ 287     |         |
| 当期正味財産増減   |             | ▲ 844         | ▲ 286     | ▲ 95      | 191       |         |
| 正味財産期末残高   | 3,627       | 3,340         | 3,245     | ▲ 95      |           |         |
| 貸借対照表(B/S) | 資産合計        | 1,093,274     | 999,549   | 799,901   | ▲ 199,648 |         |
|            | 流動資産        | 1,087,572     | 994,692   | 784,108   | ▲ 210,584 |         |
|            | 固定資産        | 5,703         | 4,857     | 15,792    | 10,935    |         |
|            | うち建物        | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 負債合計        | 1,089,648     | 996,209   | 796,656   | ▲ 199,553 |         |
|            | 流動負債        | 1,087,572     | 994,692   | 794,497   | ▲ 200,195 |         |
|            | うち短期借入金     | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 固定負債        | 2,076         | 1,517     | 2,159     | 642       |         |
|            | うち長期借入金     | 0             | 0         | 0         | 0         |         |
|            | 正味財産合計      | 3,627         | 3,340     | 3,245     | ▲ 95      |         |
| 指定正味財産     | 3,627       | 3,340         | 3,245     | ▲ 95      |           |         |
| 一般正味財産     | 0           | 0             | 0         | 0         |           |         |

## Ⅵ 令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

### 1 事業計画

当会では、定款第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施する。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第1号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第2号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第3号）

#### (1) 学校給食用食材調達事業

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ納入数量を算出し、安全で良質な食材を安定的に調達し、小学校、共同調理場及び民間調理事業者等に供給する。

##### ア 食材の調達

- (ア) 給食で使用する副食食材は、原則として、教育委員会事務局が主催する「神戸市学校給食食品選定委員会」において選定し、給食会が登録した食材を調達する。(生鮮野菜を除く。)
- (イ) 食材の納入業者について、食材の安全、安定的な調達の観点から登録制を採用しており、食材は登録した業者から調達する。  
(業者数：36社（2社増）  
登録有効期間：3年（令和7年4月～令和10年3月）)
- (ウ) 食材は、量・取扱業者数・使用頻度等により、入札又は見積合わせ等の方法により調達し、小学校等の各調理施設に供給する。

《参考：学校給食対象校、対象人数》

(小学校及び義務教育学校（前期課程）、特別支援学校)

学校数：169校 対象人数：77,687人（児童生徒と職員数）

| 区 分           | 小学校 | 義務教育学<br>校 | 特別支援学<br>校 | 計   |
|---------------|-----|------------|------------|-----|
| 自 校 調 理 校     | 137 | 1          | 6          | 144 |
| 共 同 調 理 校     | 北   | 1          | 0          | 17  |
|               | 垂 水 | 7          | 0          | 7   |
| 親子調理方式(受配校) * | 1   | 0          | 0          | 1   |
| 合 計           | 161 | 2          | 6          | 169 |

\*小学校（親校）の給食室で調理した給食を近隣の小学校（子校）に配送。

(中学校及び義務教育学校（後期課程）)

学校数：82校 対象人数：35,973人（生徒と職員数）

平成26年度から「デリバリー・ランチボックス方式」による給食を開始。現在は家庭からの弁当持参との選択制であるが、令和6年9月から順次「食缶方式による全員喫食制」に切り替わっており、令和8年1月に完了する。

(給食センター方式又は民間調理施設方式に加え、親子調理方式を補完的に実施)

※令和5年4月から義務教育学校八多学園（後期課程）が、先行して全員喫食制に移行され、前期課程と同様に北共同調理場より配送。

(全員喫食実施スケジュール)

|                     | 開始年月    | 対象              | 提供方式     |
|---------------------|---------|-----------------|----------|
| 第1期：10校<br>令和6年度2学期 | 令和6年9月  | 中央区6校           | 民間調理施設方式 |
|                     | 令和6年10月 | 中央区1校<br>須磨区3校  | 親子調理方式 * |
| 第2期：19校<br>令和6年度3学期 | 令和7年1月  | 須磨区8校<br>垂水区11校 | 給食センター方式 |
| 第3期：19校<br>令和7年度1学期 | 令和7年4月  | 長田区6校<br>西区13校  | 民間調理施設方式 |
| 第4期：33校<br>令和7年度3学期 | 令和8年1月  | 東灘区7校           | 民間調理施設方式 |
|                     |         | 灘区5校            | 給食センター方式 |
|                     |         | 兵庫区5校<br>北区16校  |          |

\* 小学校（親校）の給食室で調理した給食を近隣の中学校（子校）に配送。

イ 食材の安全管理

(ア) 細菌検査・理化学検査

納入業者が安全な食材を納入していることを確認・指導するために、細菌検査、理化学検査を実施する。

a 細菌検査

小学校等への納入時に食材の一部を収去し、細菌検査を行う。

※定例検査延 200 品目・700 項目/年 実施予定

b 理化学検査

(a) 残留農薬検査

食材に残留する農薬について検査を行う。

※30 品目/年 実施予定

(b) 放射性物質検査

国においては、原子力災害対策本部のガイドライン（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）のもと、出荷元の自治体に一定の食材の検査義務を課している。さらに、神戸市の学校給食においては、受入元として安心のために、ガイドラインに定められた食材の「放射性物質検査」を重ねて行う。

(c) その他検査

小学校等への納入時に食材の一部を収去し、残留農薬検査、放射性物質検査以外の理化学検査を行う。

(イ) 食品製造工場等への立入調査

学校給食食品納入業者の製造工場等の衛生管理状況を確認するため、立入調査を実施する。製造工場等への立入調査を行い、製造過程からの衛生状況を調査し、改善すべき事項等について指導を行う。さらに、改善状況を確認指導する「フォロー指導」を実施し、食品衛生管理体制の強化を図る。

※24 工場/年 使用頻度の高い食肉等加工工場、食品製造工場を中心に実施予定。

(ウ) 衛生講習会の実施

登録納入業者を対象に、衛生講習会及び意見交換会を年3回程度開催する。

また、登録業者である兵庫県スポーツ協会から製造委託を受け、学校給食用パン・米飯を納品する工場の製造業務従事者向け衛生講習会も開催する。

ウ 不用食材譲渡の実施（食品ロス対策）

気象警報発令による学校休校となった場合、当日の給食食材は翌日に使用し、

翌日の食材が不用になる。不用になった食材のうち、登録事業者が他に転用できず利用可能なものについてフードバンク等に無償で譲渡する取り組みを実施する。

## (2) 食育・地産地消推進事業

### ア 食育支援事業

未来を担う神戸の児童生徒に、自然の中での収穫体験など多様な経験の機会を提供し、加えて、様々な人々やその活動と出会い、地域の歴史や文化、産業など多様な神戸の魅力にもふれることができる複合型の食育プログラムを実施する。

引き続き、教育委員会事務局・経済観光局と連携し、学校と、農業生産者・J A・食品関連企業・地域等をつなぎ、協働で食育を支援し、児童生徒対象の食育プログラムを充実するとともに、実施した事業の内容をまとめ、他校にも情報発信することで、食育プログラムの周知や学校給食の魅力向上を図る。

#### (ア) 「神戸っ子おにぎりプログラム」

地元産の食材（神戸市産の米と兵庫県産の海苔）を使用し、日本の伝統食であるおにぎりづくりを実施する。また、学校の希望に応じて給食会から外部講師を紹介し、教員が食育指導しやすい資料作成や多様な食育授業を支援する。

#### (イ) 「神戸っ子農業体験ル\*ル\*ルプログラム」

神戸市の「こうべ給食畑推進事業」に参画する北区・西区の農業生産者・J A・経済観光局との協働で、児童等を対象に農業体験事業を実施する。

じゃがいも・たまねぎ・にんじん・キャベツの収穫体験を通じて給食で食べる食材がどのように生産されているのかを学ぶ。

#### (ウ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」

学校給食に食材を提供する登録企業及び関連企業等の食育プログラムを学校に情報提供し、企業と協働で学校の食育を支援する。

オンラインによる生産ラインを中心とした工場見学を実施する。出前授業では、地元食品企業と連携し、調理実習に加え、食の歴史や多様性を学べる食育プログラムを展開し、子ども達の食育支援を一層進める。

また、中学生食育支援事業として、家庭科学習の内容である「さかなのさばき方」を魚料理のプロに学ぶ「神戸っ子おさかな教室」を神戸水産物卸協同組合、お魚アドバイザー、中央卸売市場料理教室の協力を得て実施する。

#### (エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」

地産地消に取り組む兵庫六甲 J A 神戸北女性会の指導のもと、児童が「みそづくり」を体験することで地産地消や神戸の歴史等を学ぶ。

#### (オ) 「神戸っ子SDG sプログラム」

食育・環境教育プログラムとして、市・J A・企業等が進める「資源循環『こうべ再生リン』プロジェクト」と協働で実施する。建設局職員による出前授業では、下水処理の過程でリン（こうべ再生リン）を回収し肥料「こうべハーベスト」にして農作物に使われるまでを学ぶ。併せて、「神戸っ子農業体験ル・ル・ルプログラム」の一環として、当該肥料を使用して育てられたキャベツの収穫体験を行う。

#### (カ) 食育動画の作成

上記プログラムを体験していない児童生徒も含め、全校に対し食育支援できるよう、令和4年度より作成している「BE KOBE農産物（こうべ旬菜）」等を順次紹介する食育動画を引き続き作成する。また、作成した食育動画を教育委員会事務局の教材データベースに提供し、活用を図る。

### イ 地産地消推進事業

北区・西区に有数の農業地帯を有する本市の恵まれた条件を生かし、学校給食への「BE KOBE 農産物（こうべ旬菜）」や市内産野菜等の優先利用、市の「こうべ給食畑推進事業」等との連携により、地産地消を推進する。

中学校給食における全員喫食への移行も踏まえて、改めて地産地消の基準や目標値、取り組み内容を再検討するため、生産者や卸売業者などによる「神戸市学校給食地産地消推進懇話会」を設置し議論を行う。懇話会でとりまとめた「方向性」を踏まえて、今年度中に、「新たな基準」、「目標値と目標年次」、「地産地消推進方策」を設定する。

#### ウ 情報発信

ホームページその他の媒体により、食材の産地や、衛生検査・放射性物質検査の結果等、安全管理面についての情報提供を行う。また、学校給食用食材の地産地消、食育の取り組み等を文章、写真、動画等で紹介することで、神戸の学校給食の魅力発信に努める。

## 2 事業別収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

| 収益の部        |           | 費用の部                |           |
|-------------|-----------|---------------------|-----------|
| 事業          | 金額        | 事業                  | 金額        |
| 給食・食育推進事業会計 | 6,822,978 | 給食・食育推進事業会計         | 6,822,978 |
| 学校給食用食材調達事業 | 6,818,450 | 学校給食用食材調達事業         | 6,818,450 |
| 食育・地産地消推進事業 | 4,528     | 食育・地産地消推進事業         | 4,528     |
| 法人会計        | 29,077    | 法人会計                | 29,077    |
| 総務・法人管理     | 29,077    | 総務・法人管理             | 29,077    |
| 収益合計        | 6,852,055 | 費用合計                | 6,852,055 |
|             |           | 税引前当期一般正味財産増減額 (A)  | 0         |
|             |           | 法人税・住民税及び事業税 (B)    | 0         |
|             |           | 当期一般正味財産増減額 (A)-(B) | 0         |

※ 神戸市からの収入

- ・ 受託料           6,352,890千円
- ・ 負担金           245,766千円

### 3 予定正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

| 科目            | 金額        |           |
|---------------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部  |           |           |
| 1. 経常増減の部     |           |           |
| (1) 経常収益      |           |           |
| 事業収益          | 6,606,289 |           |
| 受取負担金         | 245,766   |           |
| 経常収益 計        |           | 6,852,055 |
| (2) 経常費用      |           |           |
| 事業費           | 6,822,978 |           |
| 管理費           | 29,077    |           |
| 経常費用 計        |           | 6,852,055 |
| 当期経常増減額       |           | 0         |
| 2. 経常外増減の部    |           |           |
| (1) 経常外収益     | 0         |           |
| 経常外収益 計       |           | 0         |
| (2) 経常外費用     | 0         |           |
| 経常外費用 計       |           | 0         |
| 当期経常外増減額      |           | 0         |
| 当期一般正味財産増減額   |           | 0         |
| 一般正味財産期首残高    |           | 0         |
| 一般正味財産期末残高    |           | 0         |
| II 指定正味財産増減の部 |           |           |
| 受取負担金         |           | 0         |
| 一般正味財産への振替額   |           | △ 95      |
| 当期指定正味財産増減額   |           | △ 95      |
| 指定正味財産期首残高    |           | 3,245     |
| 指定正味財産期末残高    |           | 3,150     |
| 当期正味財産増減額     |           | △ 95      |
| 正味財産期首残高      |           | 3,245     |
| III 正味財産期末残高  |           | 3,150     |

#### 4 予定貸借対照表

令和8年3月31日現在(単位:千円)

| 科目       | 金額      | 科目            | 金額      |
|----------|---------|---------------|---------|
| I 資産の部   |         | II 負債の部       |         |
| 1. 流動資産  |         | 1. 流動負債       |         |
| 現金預金     | 541,351 | 未払金           | 542,355 |
| 前払費用     | 1,346   | 前受金           | 8,022   |
| 流動資産合計   | 542,697 | 預り金           | 342     |
| 2. 固定資産  |         | 流動負債合計        | 550,719 |
| (1)基本財産  |         | 2. 固定負債       |         |
| 預金       | 3,000   | 退職給付引当金       | 2,792   |
| 基本財産合計   | 3,000   | 固定負債合計        | 2,792   |
| (2)特定資産  |         | 負債合計          | 553,511 |
| 退職給付引当資産 | 2,792   | III 正味財産の部    |         |
| 什器備品     | 56      | 1. 指定正味財産     |         |
| ソフトウェア   | 7,966   | 出捐金           | 3,000   |
| 保証金      | 150     | (うち基本財産への充当額) | (3,000) |
| 特定資産合計   | 10,964  | 受取負担金         | 150     |
| 固定資産合計   | 13,964  | 指定正味財産合計額     | 3,150   |
|          |         | 2. 一般正味財産     | 0       |
|          |         | 正味財産合計        | 3,150   |
| 資産合計     | 556,661 | 負債及び正味財産合計    | 556,661 |

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 4,197

## 5 事業別予定収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

|             |           | 内訳        |               |       |
|-------------|-----------|-----------|---------------|-------|
| 事業          | 合計        | 事業収入      | 負担金・<br>補助金収入 | その他収入 |
| 経常増減の部      | 6,852,055 | 6,606,289 | 245,766       | 0     |
| 給食・食育推進事業会計 | 6,822,978 | 6,606,289 | 216,689       | 0     |
| 学校給食用食材調達事業 | 6,818,450 | 6,606,289 | 212,161       | 0     |
| 食育・地産地消推進事業 | 4,528     | 0         | 4,528         | 0     |
| 法人会計        | 29,077    | 0         | 29,077        | 0     |
| 経常外増減の部     | 0         | 0         | 0             | 0     |
| 当期収入合計      | 6,852,055 | 6,606,289 | 245,766       | 0     |

## 6 事業別予定支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

|              |           | 内訳     |           |       |
|--------------|-----------|--------|-----------|-------|
| 事業           | 合計        | 人件費    | 物件費       | 減価償却費 |
| 経常増減の部       | 6,852,055 | 46,925 | 6,802,669 | 2,461 |
| 給食・食育推進事業会計  | 6,822,978 | 25,359 | 6,795,158 | 2,461 |
| 学校給食用食材調達事業  | 6,818,450 | 25,359 | 6,790,630 | 2,461 |
| 食育・地産地消推進事業  | 4,528     | 0      | 4,528     | 0     |
| 法人会計         | 29,077    | 21,566 | 7,511     | 0     |
| 経常外増減の部      | 0         | 0      | 0         | 0     |
| 小計（税引前当期支出額） | 6,852,055 | 46,925 | 6,802,669 | 2,461 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 0         | 0      | 0         | 0     |
| 当期支出合計       | 6,852,055 | 46,925 | 6,802,669 | 2,461 |

## Ⅶ 令和6年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

| 事業名         | 事業計画      | 実績        | 備考 |
|-------------|-----------|-----------|----|
| 給食・食育推進事業会計 | 5,911,571 | 5,876,833 |    |
| 学校給食用食材調達事業 | 5,907,171 | 5,873,719 |    |
| 食育・地産地消推進事業 | 4,400     | 3,114     |    |
| 法人会計        | 29,828    | 25,230    |    |
| 総務・法人管理     | 29,828    | 25,230    |    |

## 地産地消の推進について

### 1. 趣旨及び経緯

- ・神戸市学校給食における地産地消率は、平成13年度の統計開始以降、各種取組により増加し、平成29年度には過去最高の19.8%を記録した。
- ・これまでは20%を目標としているが、近年の地産地消率は低下傾向であり、令和6年度では11.7%となっている。
- ・地産地消率は、給食での生鮮野菜使用量のうち市内産野菜の使用量について「重量を基準」として算出している。
- ・葉物野菜を中心とした「市内産野菜の供給状況」と重量の重い野菜を多く使用する「給食での使用状況」が合っていない。
- ・市内の野菜生産量は減少傾向であり、平成29年度との比較では3割以上減少している。
- ・給食食数は、令和8年1月に中学校給食が全員喫食に全面移行後最多となり、令和8年度以降、児童生徒数にあわせて減少していく見込みとなっている。

上記を踏まえ、改めて地産地消の基準や目標値等を再検討するため、「神戸市学校給食地産地消推進懇話会」を設置し、目標値に加え目標年次やその達成に向けた取組方策を関係者で議論する。

### 2. 参加者

#### ○市場関係

- ・神果神戸青果株式会社（中央卸売市場本場・卸売業者）
- ・神戸中央青果株式会社（中央卸売市場東部市場・卸売業者）
- ・神戸中央青果卸売協同組合（中央卸売市場本場・仲卸業者）
- ・学校給食資材納入事業協同組合（中央卸売市場東部市場・仲卸業者）

#### ○生産者

JA兵庫六甲神戸北営農総合センター、西営農総合センター

#### ○行政

神戸市経済観光局、神戸市教育委員会

#### ○事務局

神戸市学校給食会

### 3. 議題

- ・市内野菜の生産状況を踏まえた「新たな地産地消の基準」、「目標値及び目標年次」の設定
- ・目標達成のための「取組内容」の検討

#### 4. 開催状況（第1回）

（1）日時：令和7年6月27日（金）

（2）内容：

- ・現状分析  
（地産地消の考え方、市内野菜の生産状況、給食における野菜使用状況など）
- ・他都市の基準など  
（生産額、カロリー、品目、容量、市内野菜供給量に占める給食での使用率など）
- ・これまでの地産地消の取組や今後の地産地消推進方策  
（こうべ給食畑推進事業、加工品の開発、収穫時期と献立のマッチングなど）

（3）主な意見

- ・給食で使用頻度の多い玉ねぎなどの野菜の生産をさらに進めるために、（こうべ給食畑推進事業などで）作付面積を拡大する働きかけが必要ではないか
- ・市内産野菜で、生産量に比して給食での使用率が少ない野菜を少しずつでも使用するためにも、収穫時期や野菜の品質などを、生産者、卸、行政間で、緊密な情報共有を促進するルールづくりが必要。
- ・全体の使用率だけではなく、例えば小松菜など神戸の代表的な野菜にフォーカスした品目単位での取組みも必要ではないか。
- ・供給量が反映される基準の方が生産者のモチベーションがあがる。神戸市内の野菜の供給状況を踏まえた基準ベースとしては、地域内流通率（給食使用量／市内野菜供給量・生産量）が適切ではないか。

#### 5. 今後の予定

- ・第1回懇話会で出された意見の論点を整理し、第2回目懇話会にて方向性をまとめる。
- ・懇話会での「方向性」を踏まえて、今年度中に、新たな基準、目標値と目標年次、地産地消推進方策を設定する。

《参考：神戸市学校給食における生鮮野菜の地産地消率の推移》

| 年度     | 地産地消率 | 備考                   |
|--------|-------|----------------------|
| 平成13年度 | 6.7%  | 統計開始                 |
| 平成20年度 | 11.4% | こうべ給食畑推進事業開始         |
| 平成25年度 | 15.0% |                      |
| 平成29年度 | 19.8% | 過去最高                 |
| 平成30年度 | 15.1% |                      |
| 令和元年度  | 17.4% |                      |
| 令和2年度  | 13.1% | 4、5月のコロナによる臨時休業の影響あり |
| 令和3年度  | 13.7% | 小学校：13.8%、中学校：12.3%  |
| 令和4年度  | 14.6% | 小学校：15.3%、中学校：10.2%  |
| 令和5年度  | 14.3% | 小学校：14.4%、中学校：14.0%  |
| 令和6年度  | 11.7% | 小学校：11.9%、中学校：10.9%  |